

第3回秦荘町・愛知川町合併研究会会議録

日時：平成15年（2003年）3月5日（水）午後2時から午後4時まで

場所：愛知川町役場2階大会議室

出席者

委員

秦荘町：北川眞道副会長、上田太治副会長、上林貞委員、林正司委員、中村忠夫委員、水野清文委員、宇野昌弘委員、廣田進委員、小泉勇一委員、高橋正夫委員、村西作雄委員、西川博司委員

愛知川町：平元真会長、森隆一副会長、久保田九右衛門委員、藤田進委員、西川昌夫委員、辻野彰男委員、竹中秀夫委員、石部稔英委員、青木信吉委員、姓農明彦委員、福田俊男委員、細江新市委員

事務局：

秦荘町 西川博司総務課長（委員重複） 村木一夫議会事務局長、北川孝司総務課長補佐
愛知川町 細江新市総務課長（委員重複） 重森利尾議会事務局長、中村治史総務課行政係長

欠席者：なし

1. 開会あいさつ

細江 こんにちは。時間になり全員揃いましたので、ただ今から第3回秦荘町・愛知川町合併研究会を開催させていただきます。議会を控え大変お忙しいところ、ご出席ありがとうございます。本日はお手元に配布をさせていただいております議題について進めますのでよろしくお願いいたします。会長からの挨拶をお願いいたします。

平元会長 皆さんこんにちは。本日は第3回合併研究会をお願いいたしましたところ、年度末、また3月議会を控えまして大変ご多用の中ご出席ありがとうございます。本日は研修会をさせていただくわけですが、湖東地域振興局の地域振興課長森野様、また総合調整担当の西川主幹には公務大変ご多忙のところをご出席いただきまして、また後ほどご指導を賜るわけですが、どうぞよろしくお願いいたします。また、先般来、第1回目で皆さんにご決議いただきました、湖東町と愛東町の参加要請の件でございますが、2月3日に二町に対して参加要請をさせていただいて、2月26日先般、愛知川町へ議長さんにご来庁いただいて、ご返事をいただいたところでございます。また後ほど、報告の中でご説明申し上げる訳でございますけれども、これにつきましては参加要請をさせていただいた時にも口頭で愛

知川町秦荘町の皆さん、愛東町、湖東町の住民の皆さんも多くが四町の合併を望んでおられる。あるいは愛知郡広域行政組合の事務事業の維持発展等につきまして、住民の皆さん方も懸念をお持ちだし、円滑に今後推進できるように是非お考えをいただきたいと要請したわけでありましてけれども、本日ご報告を申し上げておりますとおり、不参加の回答をいただいたわけでございます。これにつきましては、両町の行政関係や、あるいは議会関係で皆様方の熟慮に熟慮を重ねた結果、そういった考えに至った状況になったわけで、致仕方ないないわけでございますけれども、どういう風に進めていくか、二町で十分に熟慮させていただきながら粛々と進めるのがいいと。その辺をご指導いただきたいと思います。いずれにしても町民の皆さんに深く関わりのある行政区域の変更、事務事業の運営、あるいはまた行政サービスがどうなるのか、懸念もあるわけですが、十分にご審議、ご協議をいただきながらよろしくお願いしたいと思います。それではこれより開会させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございます。

２．市町村合併研修会（フリートーキング形式）

細江 ありがとうございます。それでは議題に基づきまして進めさせていただきたいと思います。前回研究会でもお話がございました、研究会でも研修会をしてはというご意見をいただきまして、いまほど会長からご紹介がございましたように、湖東振興局から森野課長と西川主幹においでいただきました。大変ありがとうございます。今日のために資料を作成いただきまして、これから４５分ほど説明いただいて、その後フリートーキング方式ということで、いろいろと皆さんにご質問をいただきたいと思います。３時半までで予定しておりますのでよろしくお願いいたします。それが終わりましたら一旦休憩にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、森野課長よろしくお願いいたします。

森野課長 ただ今ご紹介いただきました森野でございます。よろしくお願いいたします。いろいろとご苦勞でございます。今日は研修会ということでお招きいただきましてありがとうございます。それから予定時間を司会の方からご説明がありましたように１５時３０分ということで、情報提供ということで、皆さんもご存知だと思いますが、かいつまんでよろしくお願いします。私どもから資料を用意させていただきましたのは、レジュメに書いておりますように一応１から４までです。それと別途資料として国の市町村合併支援プラン、それと県単独の市町村合併支援プランということでつけております。それに従いまして、なるべく簡潔にご説明させていただきます。まずレジュメの１ページでございます。ここは全般的に見まして全国での市町村合併への取組みということで、文書、新聞でのご報告がありますが、かいつまんでご説明申し上げます。１つ目の丸でございますが、２１世紀２００１年に入

って合併が成功した市町村。ここにあげておりますように、1から11までということで11地域、28市町村でございます。特に下の10、11。これにつきましては、前の週の土曜日、3月1日に2つ、市が誕生しております。一つは山梨県の南部町。南部町と富沢町、これが新設。二町合併ですね。それからもう一つが広島県廿日市市。これは廿日市市が佐伯町と吉和村を編入、吸収というか編入しております。戻りまして10番の南部町につきましては、合併人口が10,863。昭和35年には106,000人あったそうですが、過疎化で減っているということで、10,863人という合併人口であります。廿日市市につきましては、89,000人でかなり大きいです。本日は次の2ページ、3ページ等にも手続きで挙げておりますが、今申しあげました3月1日に合併した南部町の例をスケジュールに挙げておりますので、具体例として説明していきたいと思います。次に、また1ページに戻っていただきまして、平成15年、今年度中ですね、2003年度中にすでに合併協議等、具体的詰めが終わりまして、合併実現予定市町村はここに書かれておりますように、1から17まですでに決まっているところがあります。17地域の50市町村が今年度中に合併すると。これから見ますと平成16年、法期限最後の年でございますが、16年は合併ラッシュになるだろうと言えます。次に、全国市町村、今3,217、本年1月1日現在でございます。このうちの2,659が法定協議会、法定を目指した協議会、合併を視野に入れた研究会を合わせた数、2,659市町村が何らかの形で合併に向けての事務を行っているということで実に全市町村のうち82.7%が何らかのアクションをおこしているということでございます。新聞報道等にでておりますのは法定協議会の192地域、法定協議会を目指した協議会195地域ということで1,618市町村、全市町村うち50%がそれを着々と進めているとでております。ところが合併を視野に入れた研究会、前に言っていた2,659ですが、これが全てしますと3,207から1,272まで市町村数が減っていくということで、政府与党方針であります合併目標1,000市町村の数に近づくのではなかろうかとも言えると思います。次に県内の動きでございます。これにつきましては2ページに県下の地図で挙げております。この中で、東近江東部地域につきましては、3月末に解散ということですので、この地図の作成が3月1日ということで今現在入っておりますが、3月中には東近江はなくなりますので、今現在、法定合併協議会は5つでございます。5つについて簡単に概略を申し上げます。設立順でございます。平成14年8月1日は隣の彦根市、犬上3町が法定協議会を立ち上げ、これにつきましては現在7回協議を開催されて、この協議会の人数ですが参考に申し上げますと、委員数は41名で構成されております。41名の内訳につきましては関係市町が5でございますので、各市町10名ずつで40名、それと当方の局長が入りまして41名で構成されております。事務局体制につきましては、12名でしております。すでに第7回まで終わりまして、合併の

懸案 4 項目と言われておりますうち 3 項目は既に確認されております。1 つは合併新市の新設。合併期日は 17 年 2 月。新市の事務所につきましては、当面彦根市役所を使うと。あと新市の名称でございますが、これにつきましては前の月、2 月で公募を終わりました、今現在小委員会で絞り込みが行われておりまして、予定では 5 月の委員会におきまして新市の名称が確認されるということです。この協議会につきましては、これらを含みまして 20 項目が順次確認されていくということです。2 つ目の高島地域合併協議会、これは高島郡 5 町でございます。昨年 10 月 1 日に設置されまして現在まで 5 回協議が行われております。事務局体制につきましては 12 名。ここに付きましても 3 項目はすでに確認されております。合併方式は新設、合併期日 16 年 10 月 1 日、新市の事務所の位置は今津町、今現在は新市の名称を確認ということでございます。高島地域におきましては、議員の取扱いをすでに確認されております。ここに付きましては、合併特例法の在任特例、定数特例を使わないということで、設置選挙で行くと。法で定められた 30 名、定数 30 名で選挙を新市で行いますと確認されております。次に、でございます。中主町・野洲町 2 町合併。これにつきましては昨年 1 月 8 日に立ち上がりしましたが、8 月 27 日守山市が解脱いたしまして、改めて昨年 11 月 1 日に立ち上がりまして現在まで 4 回協議が終わっております。参考に申しますとこの事務局体制は 9 名。2 町合併でございますが事務局体制は 9 名でございます。確認されておりますのは合併の方式は新設、合併期日は先ほどと同じく 16 年 10 月 1 日、新市の事務所の位置、当面野洲町庁舎と決まっております。次に 4 つ目の石部・甲西合併協議会、これも 2 町合併でございます。昨年 12 月 1 日法定協議会が設置されております。現在まで 3 回協議されまして、事務局体制は 8 名でございます。合併の方式は新設。合併期日は先ほどと同じく平成 16 年 10 月 1 日ということで現在、新市の名称公募の締め切りが 3 月 1 日ということで終わったところで、公募の名称の設定作業に入るということでございます。最後の 5 つ目、甲賀地域、甲賀郡 5 町でございます。法定協議会設置が昨年 8 月 1 日、その後 1 月 22 日に土山町が加入しておりまして、変更して現在まで 9 回協議が進んでおります。事務局体制は 12 名でございます。合併の方式は新設、合併の方式はこれまでと同じく 16 年 10 月 1 日ということでございます。以上のように合併方式につきましては全て新設合併ということになっております。新設合併につきましては種々言われておりますが、一般に言われるのは自治体の規模の違いが当然でございますが、それらを乗り越えて対等に合併について話し合いを進めていくと。それで一からその合併地域の将来像を描いていくということで、最近は全て新設合併ということで描いていくのでございます。次に合併重点支援地域については、6 ケ所。研究会等につきましては当研究会を含めまして県下で 4 ケ所立ち上がっているという状況でございます。

次のレジュメ、3 ページでございます。市町村合併実現への手続きということで

かいつまんでご説明申し上げます。この絵でいきますと真中に流れが書いてありまして、その左側に大体所要する期間ということであげております。それと参考に右側に合併重点支援指定地域ですとこういう特例措置法がありますという表でございます。この表で最初にあがっておりますように、具体例としては冒頭に申し上げたように、3月1日の南部町の例につきましては〔 〕で閉じた期間ですとか、大体南部町ではこれくらいかかりましたというものを挙げております。この南部町について若干説明いたしますと、山梨県南部に位置しておりまして、旧南部藩のあった所ということで南部町といいます。静岡の県境に接した町で合併前の人口は6,711人、合併相手の富沢町は4,152人ということで10,863人の新町が誕生したということです。役場の職員数につきましては南部町が93、富沢町が83と総計176人の町でございます。合併方式は新設、合併期日は3月1日、新町の名称につきましては南部町、新町事務所ににつきましては富沢町に置かれております。議会議員の定数および任期につきましては、南部町の場合は今現在16人の議員がおられます。富沢町は14名、総計30名です。任期の取扱いにつきましては、合併特例の7条を使い、在任特例を使っております。1年8ヶ月の2年以内の在任特例でございますので、1年8ヶ月は今現在の30名が在任しますということで16年10月まで在任しますということです。16年10月以降につきましては新町の議員定数1番から2番まで自治法の定数は22人でございますが、減数いたしまして、平成16年10月以降は18人でいくということで今現在在任されています。順番に手続きでございますが、一番に事前協議（協議会等）とあります。何をするかといいますと、ここに書いてある から までの格好で協議を行うということで、あくまでも事前協議まではということで法定協議会、立ち上げまでの準備ということでございます。特に主な仕事につきましては合併の枠組み、合併予定市町村の行政サービスの現状分析、それと法定協議会にかかる規約組織、予算等の協議の場であるということでございます。事前協議につきましては、できるだけ短くして、合併の枠組みを蹴飛ばして、早期に法定協議会での議論に切り替えた方が普通はいいと言われております。その理由は、大きい理由として3点ございます。1つは事前協議の場合は、どうしても現状分析にとらわれてなかなか具体的内容に入れないということが言われております。もう一つ、合併の是非を含めて法定協議会の中でも議論できると言われておりますから、法定協議会にできるだけ早く切り替えるという理由が一つです。もう一つは、どうしても事前研究会の場では市町村長さんなり、議会議長さん等で内部的な組織になってしまうということで外部委員、住民を含めた学識経験者と呼んでおりますが、そういう方が普通構成員に入っておられないので、法定協議会を立ち上げると二重協議会になるのでできるだけ研究会は短時間で終えて法定協議会を立ち上げて具体的議論に入っていくほうがいいと普通は言われております。相対的にここの表の左側にスケジュールを書いております。一つは総

務省がモデルとして示しております平均的な所要期間につきまして、一番下に書いておりますように全て含めて22ヶ月。南部町では〔 〕で示しておりますように15ヶ月です。南部町を含めて事前協議からの期間を説明しますと南部町につきましては、平成13年12月17日、研究会と言われるものを立ち上げ2ヶ月間、14年2月13日までに3回開催しております。これにつきましては合併スケジュール、法定協議会設置の段取り、それと先進地視察、3回開催されておまして、おそらく14年2月19日に両町議会で法定協議会設置の可決をいただきまして昨年2月20日に法定協議会を設置しております。これにつきましては委員数が27名ということで構成されております。事務局については6名で立ち上げと聞いております。6名の内訳、2町ございますから各町から2名ずつ、これで4名、それと県から1名、それと臨職1名、含めまして都合6名で事務局立ち上げでございます。2月20日、事務局を立ち上げまして、9月24日法定協議会終了まで8ヶ月の間に10回開催いたしまして協議が整ったということです。その法定協議会の中では当然意識調査をしております。この法定協議会立ち上げ後、昨年の5月には意識調査、これについては再度合併の賛成、反対を含めた新しい町づくりに関する意識調査をいたしまして、両町の18歳以上の方を対象にして合併につきましては賛成61名ということで合併に入りました。9月24日で第10回協議会が終わりまして、最終の協議会を開催いたしまして、それまでに8ヶ月で協議項目の全て、64項目を確認されたということです。その後、10月11日には整った内容での合併調印式が実施されております。ここに書いておりますように、10月16日、両町議会で合併議決をいただいております。10月18日、合併申請と書いておりますように県知事宛ての配置分合の申請が行われております。ここに書いておりませんが、おそらく10月18日に知事宛ての申請をいただきまして12月議会、12月17日、山梨県議会で合併承認議決をいたしまして、12月20日、知事より合併決定書の交付を行っております。その後、本年2月3日、総務省告示第90号で総務大臣の配置分合の告示がなされまして、この3月1日に合併効力が発生しまして、新町が発生したということです。合併の主な流れは以上でございます。あとはこの右側に挙げております合併重点支援地域につきまして国、県の支援策について簡単に説明したいと思います。国の支援プランについては80項目、県につきましてはここに書いておりますように49項目ということでございます。国の合併支援会につきましては皆様のお手元にゼロックスで印刷した支援プランがございますが、この中でも主なもの、重々以前から言われておりますとおりでございます。資料の3ページに戻っていただきまして、ここに4つほど挙げております。順番にいきますと、1つは合併算定替、合併を10ヵ年、普通交付税につきましては全額保証いたしまして、後5年については段階的に減少いたしますということです。次には合併特例債。合併特例債につきましては総事業費の95%地方債充当、その元利償還70%

普通交付税参入ということで、当秦荘・愛知川の合併研究会でしたら全体事業費は 6 5 億 6 千万の事業が行われまして、普通交付税で 4 3 億 6 千万を返しますということで、6 5 億 6 千万の事業が 2 2 億円の用意でできるという合併特例債でございます。次に合併推進債というのができております。この合併重点支援地域の指定を受けることによりまして合併前から合併重点支援地域にしておりますと、その日からこの事業を行いますということです。主な内容につきましては市町村道、公共施設の整備事業に合併推進債が充当ということでございます。この合併推進債につきましては、総事業費の 9 0 % 地方交付税を充てまして、その管理償還に 5 0 % 普通交付税参入しますということで、2 分の 1 に近い額で事業ができるということです。国の一番下の支援プランでございますが、これにつきましては国の補助金によりまして研究会、合併重点支援地域が立ち上がった市町村に対しまして、1 市町村 5 0 0 万円補助金がでます。それと特別交付税、1 市町村に対して必要経費の 2 分の 1 と特別交付税で優遇しますという措置です。次に合併支援プラン、県の担当部分でございます。これにつきましては冊子でお配りしております。この冊子で見ていただくとわかると思いますが、4 9 項目ございます。この中で冊子の 3 ページから主な支援策が書いてございます。3 ページの 、合併協議会が立ち上がりまして県職員を派遣しますということです。この県職員につきましては、合併につきましては 2 年なり 1 年という短期間でございます。その期間だけ合併事務に従事する職員が必要ということで、なかなか余剰人員をどこの市町村も抱えておりません。県に関してもそうですが、短期間必要になるだろうということでスタッフとして県から派遣されましたという制度です。それにつきましては に書いておりますように派遣した人件費の 2 分の 1 を負担しますので、2 分の 1 は負担してくださいという制度でございます。次に合併支援特例交付金、これにつきましては同じく 3 ページの (3) の下から 2 つ目 に書いております市町村合併支援特例交付金でございます。これにつきましては、合併後当然町づくりの管理維持にお金がかかるということで支援策として県から交付金をいたしますということで計算式につきましてはここに書いてありますように 5 億円プラス $A \times 5$ 千万ということで、 A につきましては合併市町村数 - 5 ということで、5 の場合は 1 でございますのでこの場合でしたら 2 - 5 ということで、5 億円から 1 億 5 千万引かれるということで 3 億 5 千万になるのですが、市制を施行しない場合は 3 億円ということで、この合併は 3 億円ということになります。それと順序を戻りますけど、市町村振興資金特別分の貸し付けということで当然合併につきましては合併前から電算システム、合併時から各種証明等即時必要ですので、その費用につきましては、市町村振興資金特別分として無利子で 1 億円貸し付けますという制度です。県の主なものとしましては以上となりまして、体系としては先ほどの冊子の 1 0、1 1 ページに国の支援プランと合わせまして、県の支援プランを挙げております。このように合併重点地域の指定を負うこ

とによりまして合併前から各種の事業が実施できまして、支援策を練ることができるということでございます。今の過去の先例からいきますと、先に合併重点地域の指定を受けまして、その後提供を行う格好が多くなってきました。次にレジюмеに戻りまして4ページ、5ページに協定、法定協議会での協定におけます主な項目として6個挙げております。これにつきましては新設合併の場合ということで挙げております。というのは吸収合併する場合につきましては、編入される市町村は法人格がなくなりますが、編入をするほうは法人格が残りますので、編入する方に全て合わせますので、編入する方の制度が残るということで、ここに挙げておりますのは新設合併で合併関係市町村の法人格がなくなるという場合の例で見えております。

1つ目につきましては4ページの上に挙げておりますが、議会の議員の定数、任期の取扱いということでございます。これにつきましては3つ方法がございます。1つ目は設置選挙。当然法人格がなくなるということで議員の方は全て失職ということでございます。新たな市町村において、市町村設置から50日以内に議会議員の選挙を実施するというところでございます。これにつきましては、人口1万から2万ということが地方自治法の定数で22人以内、平成15年から22人以内ということになっておりますので22人以内での設置選挙でございます。2つ目、合併特例法による定数特例でございます。これにつきましては今で言いました設置選挙の、例えば1万人から2万人未満の市町村は法定定数22名でございますが、最初の任期4年間に限りその2倍にまで定数を広げることができると。さっきの例でいきますと44人まで4年間は定員を広げることができると。でございます、在任特例。合併特例の7条第1項の特例でございます。これにつきましては、今現在おられる議員の方々につきまして合併後2年以内に限りそのまま議員として在職することができるとするものでございます。特に過去の先例等を見てみますと、在任特例がほとんどということでございます。先ほどの南部町でも在任特例で1年8ヶ月在任させていただくということで協議がなされております。それと条項に書いてありませんが、選挙区につきましては普通合併いたしますと1選挙区ということでございますが、著しく地域が拡大する等につきましては旧市町村を単位として選挙区を設けることもできると謳われております。過去合併して旧選挙区でという例は3例くらいしかないということです。3例につきましては和歌山県の町、愛媛県の中島町、長崎県の佐世保町ということで、これらは離島を抱えておりまして、そのために旧選挙区にしたのかなと思われます。次に農業委員会の委員の定数および任期の取扱いでございます。これも合併特例法が適用されまして、議会の議員さんと同じように、ここに書いてありますように農業委員全て失職ということでございます。ただし、特例により選挙による委員、農業委員の方、普通10人から40人までとなっていますが、特例法によりまして選挙による委員は10から80、特例法で倍ですね、1年以内在任できるとなっております。これも先例に見えておりますと、1年以

内の在任をしている場合が多いです。次に一般職職員の身分取扱い。これも1番目に書いておりますように原則法人格でございますから全員失職でございますが、特例法で2番目に書いてありますように引き続き職員の身分を保有するようにされなければならないとなっております。この中で特に教育長は一般職に属する公務員とされておりますが、一つは議会の同意を得て任命される特別職であるという身分を併せ持つことから、教育長につきましては特別職と同じ扱いであると言われております。特別職につきましては次に書いてあります。次に4ページの一番下でございます。特別職等の身分の取扱いでございます。ここに書いてありますように、市町村長さん、助役、収入役、教育長、各種審議会特別職の全てが失職ということでございます。ただここで言われていますが、合併後の事務に支障が出ないように対応する必要があると言われております。これはどういうことかといいますと、全てが失職いたしまして新しい市になってしまいますと、たちまち、新しい市の進め方等が惑わないように普通一部でございますが、先例といたしましては、職務執行者等職を設けまして新しい市で当分の間市政に参画していただくという先例がございます。当然全て失職ということでございます。市町村設置から50以内の選挙ということで、長いところだと50日間不在ということでございます。その50日間職務執行者は、新しい市長、町長さんが置かれるまでの間は、職務執行者を置いて、職務執行者より事務を進めるということでございます。合併市町村長の長であったものの中から職務執行者を決めるということで、過去の先例を見ておりますと、新市町の市町選挙に出馬されない方が職務執行者として当分の間、50日ほどですが職務執行者をつとめられる例が多いです。その中で特別職の収入役につきましては、置かなければなりませんので収入役につきましては収入役の職務代理者を置いていきなさいということになっております。次にレジュメの5ページ、条例規則の取扱いでございます。これに書いてありますように新設合併につきましては、規則等は全て失効することになります。当然新市で新たに制定する必要があるということでございます。先例等を特に見ておりますと、合併時からすぐに施行しなければならないもの、例えば新市町の組織、職員の勤務時間、公共施設の設置、管理等につきましては先ほど申し上げました職務執行者の専決処分で、その後審議会におきまして報告するということが書かれています。それともう一つございます。地方自治法施行令におきまして新市、合併の日から必要なもの、それと順次必要なものを分けましてやっていくのでありますが、条例規則制定施行、それまでの間職務執行者が従来の合併の近隣市町村、従来の合併市町村で施行されていた条例規則を引き続き施行することができると、暫定施行でございますが、こういう措置もしております。次に、教育委員会に選挙管理委員会、監査委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員ですが、これらの取扱いでございます。ここに書いてありますようにこれらの委員は全て失職ということでございます。ただ、職務の継続性が求められ

ているということから から まであげられておりますが、 の監査委員、公平委員会委員を除きまして一定期間職務を継続することができると。反対に言いますと、監査委員、公平委員会委員は新しく新市長さんが選ばれるまでは不在ということになります。後の委員につきましては特例で暫定的に置けるという格好でございます。教育委員会委員につきましては、ここに書いてある通りでございます。新市長の職務執行者が委員を臨時選任いたしまして、臨時選任の委員につきましては、最初の議会の開会末日まで在職することができるということでございます。 の選挙管理委員会につきましても新市町の議会において委員選挙されるまでの間、旧委員の互選で充てることができるということでもあります。 の固定資産評価審査委員会委員につきましても新市町の長が就任されるまでの間、旧委員であったものの中から選任できるということでございます。それとレジュメにはございませんが、最近の地方制度調査会の動向を、新聞報道等されておりますがご紹介させていただきます。一つは昨年11月1日、地方制度調査会でかなり反抗を呼んでおりました、西尾私案と呼ばれておりました国際キリスト教協会の私案でございます。これについては6点私案がでております。一つにつきましては、平成17年4月、平成17年3月に合併特例期限がきております。17年4月以降、合併特例法による市町村合併を進めるということが言われております。2番につきましては都道府県の役割ということで、今後合併特例法の切れた後、都道府県は、広域的な事務のみに専念しなさいということが言われております。3つ目、市町村は基礎的自治体を通じて極力、都道府県に依存しない体制を作ってくださいといわれております。市町村の規模拡大を見まして、住民自治の観点から地域審議会、これは後に説明しますが、地域審議会体制に加えて内部団体の設置を検討する必要がありますよ、と。市町村合併に伴いまして、規模拡大がでございます。それでも住民自治から頑張りたいということでございます。5つ目、合併特例法一定後、合併されなかった地域につきましては、例外的な取扱いが必要になりますよ、と。その取扱いでございますが、現在市町村におきまして、義務づけておる事務の全部または一部を小規模団体には義務づけないとしております。小規模団体、人数は明記されておりませんが、1万人未満の市町村ということが言われております。全国3,217の市町村のうち約48%、1,546が今現在1万人以下の市町村でございます。平成17年3月までに合併した市町村につきましては先ほど言っています合併人口が〇〇人となりますが1万人に満たなくても対応すると。主な6点でございます。それと先ほどの自由民主党の情報でございます。地方制度調査会で、小委員会で議論を受けまして総務省が検討に入っております。これにつきましては合併後、市町の下で住民に身近な事務をもった法人格の新自治組織を特別地方自治団体として入りますということを総務省が言っております。これにつきましては、全国町村会の要望にもありましたように合併後も旧市町村の枠組みを残すと要望を受けた取組みということで、

例えばこの法人格を持った自治組織がどこまでできるかということでございます。一つはその組織の代表者は公選制、選挙で選びますと。地方議会に相当する人数は大幅に減らします。この組織の設置につきましては合併期限後、2005年4月以降の実現を目指すということで、来年の通常国会にかけられるよう総務省で自主検討しますと言っています。この組織については新しい合併後の市町から一定の予算配分をもらいまして、自ら業者と請負契約を結びまして下水道の修繕や道路の修繕、街路の整備等ができるようにしよう。もう一つ、この組織に対しては公共学校施設、公民館など新市町から管理運営を引き継いですることを可能とすると言われております。もう一つの情報といたしましては昨年12月12日、自由民主党地方自治に関する検討プロジェクトが中間報告をしております。内容としては3つでございます。当面、合併特例法期限内の市町村合併の強力な促進ということが一つでございます。二つ目は合併特例法にのぼる小規模市町村、例えば一万人未満ということがはっきり書いております、これについては事務の一部を都道府県あるいは周辺の市町村が実施する地区を検討すると。三つ目、小規模市町村については、地方交付税の割増措置を含め、更なる縮小に向けて検討するという中間報告がなされております。最後の情報といたしましては、片山総務大臣、合併特例法の延長とも呼ばれておりますが、これにつきましては平成17年3月の特例法後も、合併手続きが終わらなくても、合併に向けての手続きがそこそこ進められたら期間を延ばすという措置で、合併議決まで行けば延ばしましょうという措置です。合併議決後、合併県議会・総務省告示等、半年6ヶ月かかりますので、特例法6ヶ月延長と言われておりまして、これが実際には6ヶ月延長される可能性もあるということでございます。以上が市町村合併につきまして、本当に簡単な説明でございますが、一応あと30分ということで私の説明は以上で終わらせていただきます。

細江 どうもありがとうございました。それでは休憩をはさみまして、その後色々ご質問をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。3時5分まで休憩していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

休 憩

細江 それでは再開したいと思います。フリートーキングということで合併に関わります研究会におきまして、質問等ございましたら気軽に発言をお願いします。

平元会長 それでは先ほどからご説明をいただき、また情報提供をいただきまして、私のほうから6点についてご質問させていただきたいと思います。先ほどもご説明をしていただいておりますが、まず第1点目でございますが、市町村合併支援プランの支援を受けようとする場合、重点支援地域の指定を受けていなければならないのかどうか。2点目、合併支援プランでは抽象的にしか記載されておりませんので、具体的にはどういう風になるのか、先ほどの話を伺っておりますと要綱等作成すると言われておりますがいつの時点で要綱の策定に入るのかお教えいただきたいと思います。

います。それから３点目、財政支援の中に合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置がございますが、対象事業の内容について少し詳細にお聞かせ願いたいと思います。４点目、地方交付税につきましては都市部では地方交付税交付金も目の敵のような取扱いであると言われておりまして、今後の地方交付税の動向はどのようになっていくのか、知りうる範囲でお聞かせいただきたいと思います。それから５番目でございますが、参考にお聞かせいただきたいのですが、彦根市１市３町研究会、あるいは法定協議会の審議についてご説明をいただいておりますが、今までどのように取り組まれているかご説明いただきたいと思います。最後に６点目ですけれども、行政、事務事業のすり合わせの事務事業でございますが、他の研究会や協議会等でどのような手法で行われているのかお聞かせいただきたいと思います。以上６点につきまして知りうる範囲でお聞かせください。

森野課長　まず、１つ目の市町村合併支援プランの支援を受ける場合の重点地域の指定につきましては、当然支援プランを受けようとする重点支援地域の指定を受けていなければならないのでして、これにつきましてはお手元資料の合併支援プラン、滋賀県の冊子１ページをお開きいただきまして、１ページ第２支援プラン策定、考え方は次に策定地域として挙げております。これについては重点支援地域に指定した市町村あるいは期限内に合併した市町村と謳っております。これについては重点支援地域に指定されていなければいけないということでございます。それから２点目の合併支援プラン、ページで言うと各分野における支援策、考え方ということで冊子の６ページ以降にでてきます。これにつきましては、今年度平成１５年４月以降各関係の調整によりまして具体的な要綱を策定しなければならないものは策定して新設ということで決めておりますので、その時点までお待ちいただきたいと思います。３つ目の財政支援の中での基金造成、財政措置につきましては、

西川主幹　すいません、国の支援プランについての資料を本日お渡ししていると思うのですが、国の支援プランの５ページを見ていただきまして、その２番に財政措置等の支援というのがあります。上から３つ目が課長の説明した合併特例債ということで、ハード事業に対して支援していく措置です。そのすぐ下にあるのが、ご質問のあった合併市町村のための基金造成に対する財政措置ということで、旧市町村単位の地域振興、住民の一体感、醸成のために行う基金造成、ソフト事業に対する措置と呼ばれています。先ほど基金が何十億とつめるのですけれども、そこから果実を持って、ソフト事業を、例えば基本的なソフト事業をする時に、人の制限なく基金造成をする時、こういった措置をしますということです。一体感・地域振興を行うための造成であれば何でも使えます。次に４番目の交付税の動向ですが、具体的には詳しいことは申し上げられませんが、昨年から地方交付税は縮小の動きがございまして、普通交付税の方で段階補正と事業費補正というのがございます。これがまず縮小されていまして、段階補正というのは人口１０万人を標準にしていますので、

それより人口が小さいと割増ですし、規模が大きいと、規模の利益が働いて少ない利益がでてくるという、そういった制度になっていますが、段階補正の見直しが行われています。具体的には忘れましたが、人口5万人以下ですと1年間に4千万ほど交付税の減少が行われるということです。これは3年間ほど行われるということで、段階補正の見直しが行われています。そして、事業費補正の見直しが行われていまして、今までたくさん事業をすると交付税がそれに伴って返ってくる制度がございましたが、具体的に言うと、単独事業で、いわゆるハコモノと言われるものですけれども75%の負債を借りますと、30%から55%の交付税が返ってきましたが、それを一律30%に見直すといった事業費補正が、平成14年度に行われまして、これは14年度に終わるのですが、そういった段階補正の見直し、事業費補正の見直しということで交付税の見直しが行われています。そして交付税会計全体で見て参りますと、交付税は特別会計を持っております、この特別会計が借り入れを行って参りましたが、この借り入れを15年度から全部やめるということでやめた分については国と地方で借金するということで、交付税の財源を作ろうという見直しがでております。ということで、交付税自身が所得税の一定割合になっておりますので、税収等動向によりまして増えたというのが常識になっておりますので、交付税を見直していかないと全体としてまわっていかないというのが状況となっているようでございます。それと5点目、彦根市犬上3町の法定協議会の取組みを若干補足説明いたしますと、この取組みにつきまして、法定協議会につきましては、先ほどご説明いたしました、各市町10名ずつの40名ということで、この各市町10名の内訳ですが、首長が指名する職員1名、助役、議会から2名、学識経験者6名、6名に関しては住民代表の方ということです。その6名の内訳は公募2名を含むということで、各市町10名ずつで構成されています。それとは別に合併協議会の中に新市の構成計画が大部分のウェイトを占めてきます。新市の構成計画につきましては、また別に新市将来構想策定委員会を設置しまして、40人の委員で構成ということで、40名につきましては、学識経験者が6名ずつ、4市町で24名、それと大学教授、各種団体の有識者16名、合計40名ということで新市将来構想策定委員会が40名で構成されまして、今の予定では今年3月をめどに策定作業、新市の構想を練っている状態でございます。合併基本4項目のうち名前が残って参りましたが、これにつきましては2月いっぱい1市3町での通勤・通学する人から公募されまして、大体10点程選びまして、これについては名称小委員会、12名でございます。各市町から3名×4で12名、そこで絞りこみまして、最終的に10点ほど絞り込む。その中からその10点を4月中旬に住民アンケートをとります。その中から、今の予定では5月協議会での名称確認になるということでございます。それと合併協議会での決め方でございます。彦根・犬上3町の場合、合併協議会の中で確認をとったあとは、出席委員全員の賛成を原則として参りまして、異論があ

った場合はそれに見合う形で譲歩策を出す形で全会一致が基本ということで今現在進めていただいております。それと最後に、行政の事務事業に対する方法等、他の研究会での状況ですが、これについては一概に言えないのですが、あくまでも原則サービスについては高いところを水準に、そういう格好での取組みが多く、一般に見ておりますと協議会で決められない事項が多々でてきます。これについては、大体新市が誕生してから期限を決めまして、3年以内での統合を目指すということでその場での取扱いを新市町村の中で3年間は置きます。3年に限らず半年の場合もございますが、まあ、3年間でめどに統合する先例が多いようです。回答になっていない場合もございますが、以上でございます。

細江 他にございませんか。今、彦根1市3町の協議会の経過を報告していただきましたが、そちらの研究会ではどのようなことを協議されて取り組まれているのですか。

森野課長 研究会につきましては1年近くした訳ですが、米原町の加盟問題が研究会当初から入っておりまして、住民投票等が実施されまして、その問題がありまして枠組みの話をしております。それと研究会の段階では1市4町、犬上3町、米原町を入れて4町、今現在している種々の住民サービスの現状を列挙した段階で、中身の問題には入らない状態で1年間ですごした訳です。具体的には法定枠組みをそこそこ研究会の中で決めて、それを法定協議会の中で、その合併の枠組みについての是非を当然協議するのですから法定協議会に入らないと具体的な問題には入らないということが言えると思います。以上です。

藤田委員 質問があります。

細江 どうぞ。

藤田委員 合併重点支援地域を見てくると山梨県の南部町、合併重点地域指定が立ち上がって合併が15年3月1日と1年ほどで合併が進んだというようになっておりますけど、合併重点地域支援は法定協議会を立ち上げなければしてはいけないということですか。

森野課長 合併重点地域の指定については、研究会の段階で十分指定は受けられますので、普通指定されているのは法定協議会前の指定が大部分です。

藤田委員 かなり1年でしているんですね。

森野課長 そうです。2町合併ですから、比較的2町で。

藤田委員 ちょうど1年間で合併しているんですね。

森野課長 実質事前協議会を入れますと10ヶ月です。

藤田委員 素朴な質問ですけど、3万市がいいのか10万市がいいのかどちらがいいのでしょうか。

森野課長 特例法で、国が3万市を認めているのですから一概には言えないと。3万市と10万市では交付税の基準が違うのですから、普通は限度を下げずに10万が基

準になります。しかし今回特例法を受けることによりまして、3万市でも十分不利益を被らないようにということで設けた制度ですから、それに対して効力はあると思います。

細江 もう一つすいません。今南部町の話がでましたけれども3ページ下、合併関係市町村議会の議決、総務省のモデルは6ヶ月『南部町、富沢町』は5ヶ月と1ヶ月短縮になっていますけれど、市政の場合と町政を引く場合とでは、届出、認可がちがうと思うのですけれども、それで1ヶ月違うということですか。

森野課長 一概には言えませんが、市政の場合には総務省協議が要りまして、町の場合は届出だけという格好になります。この場合、タイミングとして合併申請いたしまして県議会がすぐかけられる時期であったというのが大きな原因です。それと申請から総務省告示ではかなり短縮できると聞きますので、長く見て6ヶ月、普通は5ヶ月くらいかなということでございます。

委員 よろしいですか。1つお願いします。先ほどの説明の中で法定協議会の立ち上げ後の住民アンケートというお話がでたのですが、何回位されているのでしょうか。

森野課長 回数については制限ないと思うのですが、そこそこ町づくりの建設計画ができた段階でこれをアンケートで聞くということで、普通は1回で聞きます。

先ほどの説明の中では合併するかしないかのアンケートとおっしゃったが。

森野課長 南部町でいきますと建設計画と合併するかしないかを含めて1回です。わかりました。

細江 他にございませんか。ないようでしたら打ち切りをさせていただいて、もし何かあるようでしたら両町事務局へ言っていただいて県の方へたずねて会合させていただくということで。

委員 今日まで愛知川秦荘隣接で法定協議会等立ち上がってからこういう状態と、市での原因か県の説明が届かなかったのか、それを聞きたいと思っています。住民の不安というのを1番心配していますので、何が原因なのか。

森野課長 今回の合併については、あくまで中央分権を主体とした1つの市町村を主体とした合併ですので、県の関与はしないとあくまで明治昭和合併は強制でしたが、今回は首長さんに決めていただいて後は、皆さん方の承認がないと一歩も進めない合併です。議員の承認を置くということは、住民の代表者を謳われておりますので県の関与はないということです。それともう一つ主旨は、色々公開したりしていますが、これについて総論は賛成で具体的議論に入って名前の問題や指導の中心が自分のところへ来ないとか、そういう問題に端を発した問題でして、あくまで協議会・研究会の場合での議論で相違に端を発した問題と考えています。

委員 よくわかりました。そのような状況下になったということで、県としても今後について色んな中身分析を検討して今日まで、日は浅いですがしているのか、し

たのかをお聞きしたい。

森野課長 分析については各方面から報告があると思うのですが、あくまでも県の立ち入り余地はほぼ調整しかありませんので調整としては入らせていただくが、あくまで関係市町の主体があるので限界があるということで。

委員 わかりました。

平元会長 ありがとうございます。最後に県の職員にも訴えをして、その後上司、あるいは知事の耳にも入るようにしたいのですが、県の立ち入りは調整しかないとの説明がございました。ご承知をいただいていると思いますが、先月2月25日ですけど、全国町村議長会と全国町村会の合同主催の地方自治を確立する全国総決起大会が日本武道館で開催されました。その主旨は、地方自治の本性を逸脱するような強制合併とか法律では市町村の自主意思に基づいての合併と書かれているわけですが、しかしながら先ほどのご説明をいただいておりますように、地方制度調査会では、色々な協議をされるであろうというものが今されておるわけでございます。1つは先ほどの言い回しのご説明ではありましたが、平成17年3月に法律が失効するわけでございますが、再編されなかった市町村についてはどのような扱いをするか、いわゆる小規模団体については総合事務と言いますが、通常もしておりますが、フルセットを義務付けないという言い回しをされておりました。フルセット、いわゆる総合行政を義務付けないということについては、いわゆる地方自治の手法を踏みにじったものであると。受付事務については最初ご説明のあった都道府県の側にするか、あるいは横の大きな市町村が肩代わりをするか。そういったことについて今日まで人口は2割でありますけれども、国土の7割を維持保全してきた、そして食糧供給や水源管理の農業農村の土地保全を守ってきた町村を国はどう思っているのか。こういった決議がなされてきたわけでそれらについても十分に上の方等々にも耳に入れていただきたい。勿論お話は伺っているでしょうが、県の立ち入り調整はそれしかないというのはわかるのですが、それにしても県と市町村はパートナーシップの下に進めていくという理念があるわけですから。そのへんを十分に踏まえていただいて、回答は敢えていりませんので、秦荘町・愛知川町の合併研究会を会長以下委員の皆さんもそう言っていたということで訴えにかえさせていただきたい。敢えて課長の訴えは要りませんので重ねて申し上げます。以上でございます。

細江 他にございませんか。

一同 ございません。

3．報告事項

細江 それでは、振興局の課長、西川さんありがとうございました。進行に合わせ

て進めていきまして、3番目から順次進みたいと思います。3番目、報告事項ということで進めます。ページとしては1, 2, 3, 4ページでございます。先ほどからお話でございます。愛東町、湖東町に対して参加要請を行っております4町の合併に向けての研究会参加要請書提出を2月3日に提出いただいております、当会長の方へ回答に来ていただきまして、研究会の会長が愛知川町長ということで秦荘にも寄せていただかないということでしたので、秦荘の町長さんと議長さんと来ていただきまして、同席をいただいたところでございます。結果報告で内容について会長のほうから報告いただくということで項目としてあげさせていただきましたのでよろしくお願いいたします。

平元会長 先ほどからも報告申し上げておりますが、2月26日でございますが、愛東町長さん、議長さん、湖東町長さん、議長さん4名が愛知川町にお見えになりました。私どもは秦荘町の町長さんが大津での会議で議事をしなければならないということで、町長さんと議長さん、そして私どもと議長さんとお会いして文書でいただいた訳でございます。文章については先般いただいておりますのと変わらないわけですし、研究会でご説明するのに行政の皆さん、あるいは議会の皆さんと十分な協議をいただいて、愛知郡で合併ができないその重点的な理由があれば差し支えない範囲でご説明をいただきたいという要請をさせていただき、先般お話をさせていただいたところ、口頭で言われておりましたその通りですのでよろしくお願いいたしますとのことでした。こういったお話でしたのであわせてご報告申し上げたいと思います。

細江 ただいま、報告事項ということで会長からこの前の参加要請に関する報告をいただきましたけれども、何かご質問ございますか。
なし。

4. 会議録署名委員の指名

細江 それではないので、順次進めさせていただきたいと思います。4番目に会議録の署名委員の指名ですが、これにつきまして会長でなく議長からご説明いただきたいと思います。

平元会長 先ほどから研修会、ご質疑等々で大変お疲れさまでした。それではこれより会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議録署名委員は私の方で指名させていただきます。秦荘町の林正司委員様、愛知川町の藤田進委員様、よろしくお願いいたします。それではこれから議事に入りたいと思います。第11号議案、平成14年度秦荘町・愛知川町合併研究会補正予算(第1号)について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

5. 議事

細江 それでは第 11 号議案の平成 14 年度秦荘町・愛知川町合併研究会補正予算（第 1 号）について説明させていただきます。資料をつけさせていただいてまして、6 ページ以降でございます。まず、6 ページ議案第 11 号ということで当研究会の補正予算第 1 号について説明させていただきます。補正予算の第 1 号、歳入歳出予算の補正ということで第 1 条にございますように、歳入歳出それぞれ 36 万円を追加させていただきまして、それぞれ 77 万 5 千円とさせていただきたいと思えます。項・事項別明細書につきましては 8 ページ以降です。8 ページ上・総括、下・細目についての説明をさせていただきます。8 ページ 2 の歳入です。歳入負担金、町負担金ということで 36 万円の補正をさせていただきたいというものです。合計 62 万円。9 ページ歳出、上の段は事務費、下の段は事業推進費ということで挙げさせていただきます。上の段、事務費は 36 万円の補正をさせていただきまして、計 42 万円ということで、お願いしたいと。財源についてはその他財源ということで、負担金です。節に入りまして、工事請負費ということで 20 万円挙げております。前回の合併研究会でもお話をさせていただいておりまして、4 月 1 日から愛知川町役場の 3 階におきまして、当研究会事務局の設置をさせていただこうと思えます。この事務局の電話機あるいはファックスの設置工事費ということで、20 万円の購入経費を計上させていただいております。それから次に備品購入費ということでロッカー・通信機器を 16 万円計上させていただいております。他に机、パソコンが必要になってくるわけですが、これについては両町からそれぞれ机、パソコンを用いるということで費用の削減をさせていただきました。下が事業推進費です。これについては、補正費ゼロです。需用費をマイナス 35 万円、委託料 35 万円ということで予算構成をさせていただいております。これはすでに議決をいただいております印刷製本費ということで研究会から広報紙を発行させていただく分として、印刷製本費で計上させていただきました。これについては県の方から補助金をいただく関係で色々都合をさせていただきまして、研究会広報紙をお渡しして印刷をしていただくだけでなくフロッピーをお渡ししてレイアウトから全てしていただくということで考えております。そのことから委託料がふさわしいということで、今回予算更正に挙げさせていただいたということでございます。以上ですのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

平元会長 ありがとうございました。それではこれより議案第 11 号につきまして質疑に入ります。ございませんか。

一同 なし。

平元会長 はい、なしと認めます。議案第 11 号を議案通り認めるとすることにご異議ございませんか。

一同 なし。

6. その他

平元会長 はい、ありがとうございます。それでは議案第11号質疑なしとすることで、第11号議案、平成14年度秦荘町・愛知川町合併研究会補正予算（第1号）については、原案通りということで決定いたします。続きまして6番目のその他でございます。これについては事務局の方からお願いいたします。

細江 6番目にその他ということで挙げさせていただきました。今回が第3回目の研究会ということで14年度の予算議決をいただいております。しかし、年度内にもう一度、4回目の研究会をさせていただきたいと考えております。今後、15年度になりまして当研究会はどのような取組みをしていくかということについて、色んな研修を受けた上でこういうことをしたらどうかという考えをお持ちでしたらお聞かせいただきたいと思います。それらをあげさせていただいて議論をさせていただいて15年度の事業計画を作ってみたいと考えております。それにより費用を、あまりかからないとは思いますが、ものによってはかかる場合もございますので、15年度の事業計画、事業予算について皆様方からの意見をお聞きしたいと思いその他に挙げておりますのでよろしくお願いいたしたいと思っております。

平元会長 どなたでも結構ですのでご発言をお願いします。

辻野委員 はい、議長。

平元会長 はい、辻野委員。

辻野委員 この当研究会の規約第2条で我々が研究会でどういうことを研究していくかということが1項から4項まで謳われております。この研究会の入口論については県からも色々お話を聞かせていただきまして、おおよそ皆さんの頭の中にインプットされているのではないかと思います。そこで研究会の規約第2条の中身に入った議論をしていってはどうかと私は考えます。次の第4回の研究会においては、どういう内容でやっていくのだということで、案も事務局の方で、当然作っていただきたいと思うのですが、我々委員としても研究会事務局の方へ提案をして、そういうものをまとめていただいて、第4回は本題議論について、議論していけばどうかと思います。

平元会長 ありがとうございます。ただ今の辻野委員の発言については、規約第2条に基づいて、入口論あるいは研修会で概ね理解できると。従って中身について議論を始めるべきだと。それについては事務局でたたき台を示して4回目で本論を議論してはどうかというご意見ですが、これについて何かご意見ございますか。

中村委員 それで結構です。

平元会長 ありがとうございます。それでは事務局の方で、たたき台を作成して、それについて議論を深めていくということでよろしいでしょうか。

一同 結構です。

平元会長 ありがとうございます。

細江 すいません。

平元会長 はい、事務局。

細江 今ほど、辻野委員さんからご発表をいただきまして、委員の方からもという話があったように思うのですが、いつもこの研究会をさせていただく時は両町とも事前協議をさせていただいているわけです。その関係もございまして第4回目の日程も決まっておりますが、協議までに一度いつまでという日を決めさせていただいて、事務局もこういう項目ということで挙げさせていただいて、各委員の中からも、今日研修を受けてすぐというのも何なので、何日か日を決めさせていただいて事務局からも各委員からもこれという項目を意見で書面にしてお出しいただくと。それを研究会で取りまとめをさせていただいて進めるという形にしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

平元会長 ただ今の事務局からの発言、いかがでしょうか。それでは各委員各位におかれましては、ご意見のご指示、取組み等々、各町の事務局それぞれで結構ですのでお申出、ご指示等いただければ、大変ありがたいと思います。他にございませんか。

はい、藤田委員。

藤田委員 今日県から説明を受けたのですが、山梨県南部町、ちょうど人口は1万8千人ということで言っておられるし。

中村委員 1万8千じゃないです、1万800。

藤田委員 まあ、1万を超えてはいるということで、その辺の資料を取り寄せていただいて、やはり愛知川と秦荘の地域性と南部町の地域性は異なってくると思うのでこの辺の資料の取り寄せをお願いしたいと思います。以上です。

平元会長 ありがとうございます。それでは事務局の方で合併前・合併後の資料を、県を通じて取り寄せていただきたいと思います。

細江 わかりました。

平元会長 他にございませんか。何でも結構です。

中村委員 はい。

平元会長 はい、中村委員。

中村委員 どんどん進めていくのは良いにしろ、秦荘の全協というのか、今の愛知郡4町を守る会というのを断りの文章が来たということで、書面も来たからには、どうにもしょうがないでしょう。ただ、4町の広域の問題がいつまでも残ってくるので代表議員または組長なりが、その根をきちんとしないと一番迷惑するのは秦荘愛知川だと。それに対してとりあえず、愛東・湖東ではなく、どう考えても八日市が吸収するような格好で、八日市の市長をもって何か担保をとるようにして進めていかないと。愛東・湖東曰く、合併とは別に行政組合は4町でしてほしいという話があ

るので、永久に別れた場合そういう訳にはいかないでしょうからそういうことを広く知って欲しいとお願いする訳ですが、そういう話を細部にわたって話し合われているのか、その点をここで確認していただきたいと思います。

北川副会長 広域につきましては管理者をさせていただいておりますので、私の方の理解で中村委員さんから色々なお話がありましたように、さっそく4町の町長について協議をかけまして、15日に愛知郡広域行政議会の全員議会でまず色々と検討し、話し合いをしようということとさせていただきます。中村委員さんの八日市につきましては、それを超えた上での色々な議論ということになるかと思いますが、ご理解いただきたいと思います。

中村委員 15日にしてあとで迷惑とかは。

平元会長 他にございませんか。宇野委員。

宇野委員 事務局にお願いしたいのですが、藤田委員の発言の蛇足になるかと思いますが、宮城町の合併のところを取り上げるわけですが、もう少し人口として似通った所がございましたら資料をご提供いただきたいと思います、2,3ありましたらそれを取り寄せていただき参考にしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

細江 はい、わかりました。

7. 次回の会議日程について

平元会長 他にございませんか。何でも結構です。それではないようですので、7番目、次回の会議日程についてお図りたいと思います。事務局案でございますが、3月26日水曜日14:00～秦荘町役場でいかがでしょうか。竹中委員。

竹中委員 単純なことですけどね。時間を30分ほどずらしていただけませんでしょうか。

平元会長 どちらに？

竹中委員 後に。もしできればです。

平元会長 それでは3月26日水曜日14:30開会ということでよろしくお願いいたします。本日の協議は以上でございます。

8. 閉会あいさつ 副会長

細江 ごくろうさまでした。それでは今日は研修会ということで、色々と研修を受けていただき、大変長時間にわたり受けていただきまして、また補正予算ということで補正予算につきましても議決をいただき大変ありがとうございました。それでは第3回研究会をこれで閉じさせていただきたいと思います。最後に閉会の挨拶を副会長であります秦荘の議長からよろしくお願い申し上げます。

上田副会長 おひな祭りというのに突然の雪を迎えて面食らいましたが本日は少し暖かった訳ですけれども、大変寒暖激しい中、合併研究会に呼んでいただきまして大変ありがとうございました。本日は県から色々と話を伺い今後とも実のある研究会にさせていただきますようお願いをします。大変ご苦勞様でした。

一同 ご苦勞様でした。

細江 ありがとうございました。